

# 第3章

# 介護保険以外のサービス

水戸市では、要介護認定を受けて利用する介護保険のサービスのほかにも、さまざまなサービスを提供して高齢者の生活の支援を行っています。

サービスの詳細や申請方法、必要書類等については、各問合せ先までご連絡ください。

## 1 高齢者福祉サービス

### ① 軽度生活援助事業

#### 内容

身体などの事情により、日常生活に支障をきたしている方に、入院時の洗濯や通路確保のための除草などの援助を行います。

#### 利用料

世帯の住民税課税状況に応じて、1時間当たり0円～200円。その他洗剤代などの実費負担があります。



対象者	サービスの種類	利用時間
65歳以上のひとり暮らし または、高齢者のみの世帯の方	入院援助 (入院中の洗濯等)	1週間に1～2回、 1回2時間程度
上記に該当し、要支援・要介護認定を受けている方、または要支援・要介護状態になるおそれのある虚弱な方	一般援助 (除草や窓拭きなど、介護保険のサービスに含まれないもの)	年2回(48時間程度)

#### ◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174  
(高齢福祉係)

### ② 生活管理指導短期宿泊事業(ショートステイ)

#### 内容

生活習慣の改善や体調調整のため、短期間養護老人ホームなどで生活します。

#### 対象者

おおむね65歳以上の要介護認定を受けていない方で、事情により一時的に在宅生活が困難な方など

#### 利用料

世帯の住民税課税状況と利用施設により、1日当たり780円～1,570円。



#### ◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174  
(高齢福祉係)

### ③ 在宅見守り安心システム

#### 内容

自宅で突然、病気や不慮の事故にあったときに、緊急通報機器のボタンを押すと、受信センターへ通報が入り、助けを求めることができます。近隣の協力者とも連携を図りながら、高齢者を支援します。



#### 対象者

市内に居住する方で、下記のいずれかに該当する方

- おおむね65歳以上の病弱なひとり暮らしの方
- おおむね65歳以上の病弱な高齢者のみで構成する世帯の方
- ひとり暮らしで重度の身体障害のある方
- 75歳以上のひとり暮らしの方

#### 利用料

月額 200円

#### ◆ 問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174 (高齢福祉係)

### ④ 認知症高齢者等家族支援位置探索サービス助成

#### 内容

在宅の高齢者が行方不明になった際に、高齢者の家族等が所在位置を確認するためのGPS端末機を貸し出します。受信センターでは24時間体制で問合せに対応し、家族等は探索した位置情報をもとに高齢者を検索することができます。

#### 対象者

認知症等により帰宅が困難になる恐れのある高齢者の家族

#### 利用料

- 申込料 1,100円
- 月額利用料 380円

#### ◆ 問合せ先

高齢福祉課 地域支援センター  
☎ 232-9110 (地域支援事業係)

### ⑤ 行方不明高齢者等SOSネットワーク

#### 内容

高齢者などが行方不明になった際に、市から協力機関に情報を提供し可能な範囲で捜索に協力頂くことで、すみやかに行方不明者を発見・保護するための仕組みです。

行方不明となるおそれのある高齢者などの情報を事前登録していただくと、その方が行方不明になった際に、迅速に協力機関に情報提供を行うことができます。



#### 対象者

行方不明となるおそれのある高齢者など (若年性認知症の方など65歳未満の方も可)

#### 費用

無料

#### 参加頂いている協力機関(例)

居宅介護支援事業所, 訪問・通所介護事業所, 各種入所施設, 病院, 薬局, スーパー, 配送業者 等

#### ◆ 問合せ先

高齢福祉課 地域支援センター  
☎ 232-9110 (地域支援事業係)



## ⑥ 認知症高齢者等おでかけあんしん保険事業

### 内容

認知症高齢者等が日常生活における偶発的な事故により他人にけがをさせ、本人やその親族が法律上の損害賠償責任を負った場合などに備えて、市が認知症高齢者等を被保険者とする個人賠償責任保険を契約します。

### 対象者

水戸市に住民登録がある方で、次の全ての要件を満たす方。

- (1) 認知症の診断を受けていること。
- (2) 要介護認定等を受けていること。
- (3) 在宅で生活していること。  
(ケアハウス、認知症高齢者グループホームまたはサービス付き高齢者向け住宅に入居する方は対象外です。)
- (4) 単独で外出する行動があること。
- (5) 行方不明高齢者等SOSネットワークへの登録をしていること。(保険加入申込時に登録が可能です。)

### 補償の対象となる費用

日常生活に起因する偶発的な事故により、他人を損傷し、もしくは他人の所有する物件等を損壊した場合や、線路への立ち入りで電車を運行不能にし遅延損害等の損害賠償責任を負った場合の費用。

- (けがをした人の) 治療費、通院交通費、休業補償費、慰謝料
- (損壊した物の) 修理費
- 訴訟費用 など

#### ◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174 (高齢福祉係)

## ⑦ 白内障補助眼鏡等の購入費用助成

### 内容

老人性白内障の治療により水晶体の摘出手術を受けた方に、補助眼鏡などの購入費用の一部を助成します。手術後1年以内かつ補助眼鏡等を購入した年度内に申請してください。

### 対象者

手術を受けた日から引き続き市内に住所を有する65歳以上の方で、住民税が非課税の世帯に属する方

### 助成額

- 補助眼鏡 1対20,000円まで
- 特殊眼鏡 1対30,000円まで
- コンタクトレンズ 1眼25,000円まで

#### ◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174 (高齢福祉係)

## ⑧ 家族介護用品の給付

### 内容

在宅で失禁などがあり、見守りや介助が必要な方に、紙おむつ・尿取りパッド等を自宅へ配達します。紙おむつについての相談も行います。

### 対象者

市内に居住する方で、次の全ての要件を満たす方。

- 住民税が非課税の世帯に属する方
- 要介護1～5と認定された方で、排尿・排便に見守りまたは介助が必要な方

### 利用料

給付額に応じて月額 100円～500円

### 利用回数

1月あたり6,000円分を上限として、月1回配達



#### ◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174  
(高齢福祉係)

## ⑨ 日常生活用具の給付

### 内容

電磁調理器や自動消火器など、自立生活に必要な用具を給付します。事前に申請が必要です。

### 対象者

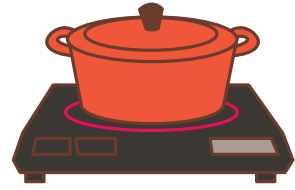
おおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方で、加齢による心身機能の低下や、それに伴う健忘や認知症などにより援護のための用具を必要とする方

### 給付する種目

電磁調理器、自動消火器、食事介助具一式、空気清浄器、安全杖

### 利用料

生計中心者の所得税課税状況に応じて費用負担があります。



### ◆問合せ先

高齢福祉課

☎ 232-9174 (高齢福祉係)

## ⑩ 生活支援配食サービス

### 内容

自炊が困難で食生活が不安な方に、栄養がかたよりがちにならないよう、調理された夕食を配達します。

### 対象者

65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方で、心身の障害や病気などにより調理が困難であり、下記のいずれかに該当する方

- 要介護または要支援と認定された方
- 基本チェックリストに該当した方 (事業対象者)

### 利用回数

毎週月曜日から土曜日までのうち、2日以上5日間まで (三が日、祝日などを除く)

利用料 一食あたり500円



### ◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174 (高齢福祉係)

## ⑪ 愛の定期便

### 内容

見守りが必要なひとり暮らしの高齢者の安否確認や孤独感の解消を図るため、近隣の方が乳製品を持参し、定期的に訪問します。

### 対象者

65歳以上で身体的・精神的な不安があり、見守りが必要なひとり暮らしの方

利用料 無料

※介護サービスを利用するなど、見守りの必要のない方は対象になりません。

### ◆問合せ先

水戸市社会福祉協議会 ☎ 309-5001

## ⑫ はり・きゅう・マッサージ施術費の助成

### 内容

はり・きゅう・マッサージの施術 (医療保険の対象のものを除く) の費用を助成します。

### 対象者

70歳以上の方または1級及び2級の身体障害者手帳の交付を受けた方

### 助成額

1回につき1,000円の助成券を、年5枚交付 (利用は年度内)



### ◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174 (高齢福祉係)



### ⑬ さわやか理美容

#### 内容

在宅のねたきりなどの高齢者のため、理容師または美容師が自宅へ出張して理美容サービスを実施します。

#### 対象者

在宅の65歳以上の方で、要介護3～5と認定された方

#### 利用内容

理容カット、顔剃り、セット  
または美容カット、セット

#### 利用料及び回数

1回1,000円、年度内3回まで



#### ◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174 (高齢福祉係)

### ⑭ 介護予防住宅改善費の助成

#### 内容

転倒などにより要介護状態になることがあるため、手すりや段差解消などの部分的な住宅改善を行う場合の費用の一部を助成します。

#### 対象者

65歳以上の要介護及び要支援認定を受けていない方で、高齢者支援センター等の改善に関するプランにより住宅改善が必要とされた方(改善の着工前に申請が必要です)

#### 対象となる改善

手すりの取付け、踏み台の取付け、敷居等の段差の解消、階段のすべり止めの設置、簡易洋式便座の取付け

#### 助成額

改善に要する費用の9割(上限90,000円)

#### ◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174 (高齢福祉係)

### ⑮ 通院等支援サービス事業

#### 内容

通院などで車いすやストレッチャーに対応したリフト付きタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。利用券を年度内で最大48枚交付します。(申請月により、発行枚数が変わります)

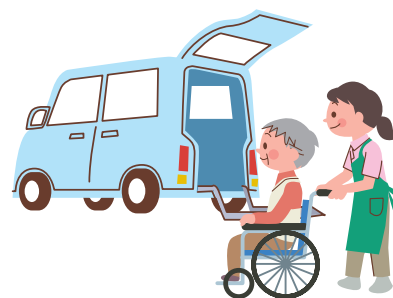
#### 対象者

65歳以上で要介護3～5と認定された方で、住民税が非課税の世帯に属する方

#### 利用料

1回あたりの利用時間は30分以内、料金の1割で利用できます。(車種によって異なります)

※30分以降の料金は10割の負担となります。



#### ◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174 (高齢福祉係)

## ⑯ 訪問ふとん乾燥サービス

### 内容

専用の乾燥車で自宅を訪問して、温風によるふとんの乾燥を行います。乾燥・除菌が約1時間で仕上がり、ふとんがふかふかになります。

### 対象者

おおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方で、心身の障害や病気などにより自分ではふとん干しが困難な方

### 利用回数

年度内6回まで

### 利用料 1回 300円

※作業時に自宅の家庭用電源(約700W)を借用します。  
 ※乾燥車を駐車するため、駐車場の用意をお願いします。  
 (駐車スペースのない方はご相談ください。)



### ◆問合せ先

高齢福祉課

☎ 232-9174 (高齢福祉係)

## ⑰ 福祉・家事援助サービス

### 内容

シルバー人材センターに登録している会員が、援助を必要としている家庭を訪問し、掃除・買い物・調理・外出の付添い・話し相手・囲碁・将棋の相手などをします。

### 対象者

特に制限はありません。

### 利用料

#### ●時間契約の場合

時間帯	料金
2時間以内	一律2,400円
2時間を超える場合	237円/15分を加算
事務費	15.8%

#### ●請負契約の場合

短時間で完結してしまう仕事の場合や、仕事の内容によっては、時間単価によらず、1回についての利用料を設定する契約もあります。

※時間契約、請負契約とも、利用料の15.8%の事務費がかかります。



### ◆問合せ先

水戸市シルバー人材センター

☎ 303-7272

## ⑱ 日常生活自立支援事業

### 内容

判断能力の不十分な方が、自立した生活を営めるように支援します。

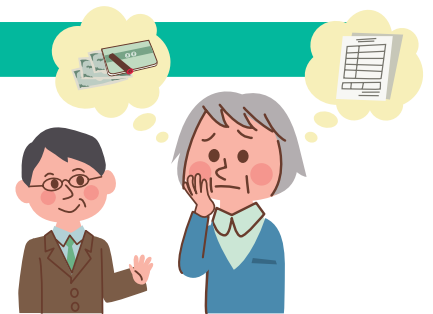
- ア. 日常的な金銭管理
- イ. 福祉サービスの利用手続きなどの援助
- ウ. 書類など(保険証書, 通帳, 実印, 権利証)を預かるサービス

### 対象者

認知症や知的または精神に障害がある等の理由により、判断能力が低下している方

### 利用料

- ア・イ…1時間当たり1,100円
- ウ…1か月当たり(保管料)500円



### ◆問合せ先

水戸市社会福祉協議会 ☎ 309-5001



## 19 成年後見制度

### 内容

認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分となった方の権利を擁護するため、代理権・同意権・取消権を付与された成年後見人などが、本人に代わって財産管理や介護サービスの利用契約などを行います。

また、本人があらかじめ後見人を決めておく任意後見制度もあります。

### 費用

家庭裁判所への審判申立て費用、成年後見人などに対する報酬がかかります。額は事例によって異なります。

### 申立て

この制度を利用するためには、家庭裁判所に申立てをして、その審判を受ける必要があります。

申立ては、本人、配偶者、親族などができますが、身寄りがないときは市長が行うこともできます。

#### ◆問合せ先

高齢福祉課 ☎232-9174(高齢福祉係)  
水戸市社会福祉協議会 ☎309-5001

## 20 障害者控除のための認定

### 内容

市民税・県民税や所得税において障害者控除の対象となる障害者に準ずる方として、介護保険の要介護認定状況などをもとに認定します。

なお、障害者手帳や療育手帳などをお持ちの方は、すでに控除の対象になっているため、この認定は必要ありません。

### 対象者

65歳以上で、要介護認定を受けている方  
ただし、要介護認定状況の内容によっては認定されない場合もあります。

### 申請者

本人またはその親族(本人の同意が必要)

### 必要なもの

本人の認め印、介護保険証

### 障害者控除を受けるには

市民税・県民税や所得税の申告時に、上記の認定書や手帳の提示が必要です。

なお、障害者控除の適用を受けるには、前年の12月31日現在で認定を受けていることが条件となります。

#### ◆問合せ先

高齢福祉課 ☎232-9174(高齢福祉係)  
※障害者控除についての問合せは  
市民税課 ☎232-9138

## 21 在宅高齢者訪問歯科相談

### 内容

通院が困難な高齢者のご自宅に、登録された歯科医師等が訪問し、歯科に関する相談(歯科治療の必要性の判断、口腔内の衛生、義歯について等)に応じます。

### 対象者

65歳以上の方で、認知症や寝たきり等で歯科へ通院ができない高齢者とその高齢者を介護する家族等

### 利用料及び回数

無料, 年1回



#### ◆問合せ先

高齢福祉課 地域支援センター  
☎297-5903(介護予防係)

## 2 施設福祉サービス

### ① 養護老人ホーム

#### 対象者

おおむね65歳以上の低所得者の方で、生活環境や経済的な問題により在宅での生活ができない方

#### 利用料

本人の収入及び扶養義務者の課税状況に応じた費用負担があります。

また、介護保険の居宅介護サービスを利用したときは、別途自己負担があります。

#### 施設

介護保険以外の施設一覧(▶P85)をご覧ください。

#### ◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174  
(高齢福祉係)

### ② ケアハウス

#### 対象者

60歳以上で身体機能の低下などで独立生活に不安があり、家族の援助を受けるのが困難な方(ただし、常時介護の必要な方を除く)

#### 利用料

年収に応じた自己負担があります。

#### 施設

介護保険以外の施設一覧(▶P85)をご覧ください。

#### ◆問合せ先

各施設に直接お問い合わせください。

### ③ 有料老人ホーム

#### 対象者

おおむね60歳以上の方。施設によって身体状況による受け入れや終身入所の有無などが異なります。詳しくは、施設にお問い合わせください。

#### 利用料

全額自己負担(施設や契約内容によって異なります。)

なお、介護については、多くは介護保険の特定施設入居者生活介護(▶P8)や介護予防特定施設入居者生活介護(▶P13)の対象となります。

#### 施設

事業所一覧(有料老人ホーム ▶P81)

介護保険以外の施設一覧(住宅型有料老人ホーム ▶P85)をご覧ください。

#### ◆問合せ先

各施設に直接お問い合わせください。

●上記のほか「サービス付き高齢者向け住宅」も利用できます。(▶P85)

## 3 福祉手当

### 外国人福祉手当

#### 内容

外国人の方で公的年金を受けていない方に手当を支給します。

#### 対象者

住民基本台帳に記載されている外国人住民で、市内に引き続き1年以上居住し、公的年金を受給していない、下記のいずれかに該当する方

- 大正15年4月1日以前に生まれた方
- 昭和37年1月1日以前に生まれ、昭和57年1月1日以前に身体障害者手帳1～3級または療育手帳A、A、Bに該当している方

#### ◆問合せ先

高齢福祉課 ☎ 232-9174  
(高齢福祉係)





## 4 保健サービス

### ① こころの健康に関する相談

◆**精神保健相談** 事前面接、予約が必要です。

**内容** 精神科医が相談に応じます。

**対象者** 精神障害者(疑いを含む)当事者  
精神障害者(疑いを含む)を支える家族

◆**問合せ先**

水戸市保健所 保健予防課  
☎ 243-7315

**日時** 毎月第1月曜日 14:15～16:15

#### ◆こころの健康相談

**内容** 「最近眠れない」「気分が落ち込んでいる」「家族の様子がいつもと違う」など、こころの健康に関する不安や悩みの相談に応じます。

公認心理師による相談 保健師, 精神保健福祉士, 社会福祉士による相談

事前面接,  
予約が必要です。

毎月第1・3金曜日  
14:30～16:45

面接相談を希望の方は,  
事前に予約が必要です。

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
9:00～12:00 13:00～16:00

### ② ひきこもりに関する相談・教室

◆**ひきこもり専門相談** 事前面接、予約が必要です。

**内容** 精神科医が相談に応じます。

**対象者** ひきこもり状態にある方及びその家族

◆**問合せ先**

水戸市保健所 保健予防課  
☎ 243-7315

**日時** 毎月第1金曜日 14:00～16:00

◆**ひきこもり家族教室** 個別相談後の参加になります。

**内容** ひきこもりに関することやかかわり方について学習したり、同じ悩みを持つ家族がお互いの経験について話し合い、家族同士の仲間づくりや情報交換等により家族の精神的な負担軽減を図ることを目的に実施しています。

**対象者** ひきこもり状態にある方を支える家族等

**日時** 毎月第3月曜日 13:30～15:00

◆**ぶらんけっと～ひきこもり当事者の居場所～** 個別相談後の参加になります。

**内容** 他者と交流しながら社会性を学び、外出することで生活リズムが整い社会復帰につながるといった効果を期待して実施しています。

**対象者** ひきこもり状態にある方

**日時** 毎月第2・4水曜日 13:30～15:00

### ③ 健康診査・各種がん検診等

**内容** 生活習慣病やがんなどの疾病を早期に発見するために、各種健診などが受けられます。

**受診方法** 年度内に1回、集団健診または医療機関健診で受けられます。

◆**問合せ先**

水戸市保健所 地域保健課  
☎ 243-7311  
常澄保健センター ☎ 269-5285  
内原保健センター ☎ 259-6411

#### 健診の種類

種類	集団健診	医療機関健診
特定健康診査	○	○
高齢者健康診査	○	○
結核・肺がん検診	○	○
前立腺がん検診	○	○
胃がん検診	○	○

種類	集団健診	医療機関健診
大腸がん検診	○	○
肝炎ウイルス検診	○	○
乳がん検診	○	○
子宮頸がん検診	—	○
骨粗しょう症検診	○	—

**対象者** ●対象者には、受診券を送付します。

届かない方で健診を希望する方は、地域保健課までご連絡ください。

●胃がん検診・乳がん検診は、年度内奇数年齢の方。ただし、偶数年齢で前年度未受診の場合は受診可能です。

※集団健診の日程及び会場、医療機関健診の実施期間及び実施医療機関、各健診の対象年齢及び申込み方法などについては、市ホームページや受診券送付時の案内をご覧ください。

### ④ 成人健康相談 事前に予約が必要です。

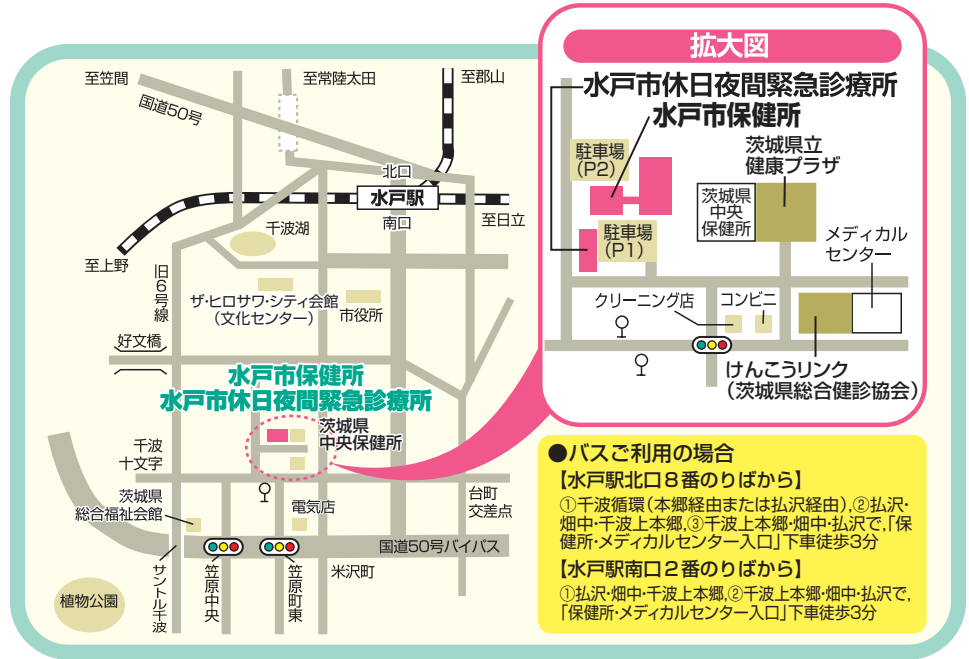
**内容** 生活習慣について見直したい方、健診の結果保健指導が必要な方、健診結果の見方について学びたい方、健康上に不安のある方を対象に、保健師・管理栄養士が相談に応じます。

**日時** 9:00～11:30 (祝日・年末年始を除く)

会場	水戸市保健所	常澄保健センター	内原保健センター
実施日	毎週金曜日	第2・4月曜日	第1・3木曜日

## 水戸市保健所

〒310-0852  
水戸市笠原町  
993-13



## 水戸市常澄保健センター

☎269-5285  
〒311-1125  
水戸市大場町  
472-1



## 水戸市内原保健センター

☎259-6411  
〒319-0315  
水戸市内原町  
1384-2

●バスご利用の場合  
イオンモール水戸内原行きで、「内原庁舎前」下車徒歩3分

